

第13回RD最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録(確定)

平成20年2月14日

県庁別館 大ホール(2階)

1 開会	事務局	皆様、どうもありがとうございます。
		定刻を少し過ぎましたけれども、第13回RD最終処分場問題行政対応検証委員会を開催させていただきます。
		開会に先立ちまして、県総務部長よりご挨拶をさせていただきます。
挨拶	谷口総務	総務部長の谷口でございます。一言ご挨拶申し上げます。
	部長	委員の皆様には大変お忙しい中、当検証委員会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、当委員会が昨年2月に設置されてからちょうど1年になるかとしておりますが、この間、13回にわたりまして委員会が開催され、皆様には熱心にご審議をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。
		さて、RD最終処分場問題は、高濃度の硫化水素ガスが発生して以来8年を経過しているということで、周辺の皆様方、多くの方々にご心配をおかけするということになっております。この問題の対策につきましては、対策委員会の方で、効果的で合理的な対応策の審議が現在進められているところでございますが、こうしたことが二度と起こらないようにすることが重要なことでございます。
		検証委員会として、第三者のお立場から公正中立、厳正に検証をしていただき、再発防止策への提言に検討を進めてきていただいたところでございます。検証期間が最終処分場の設置から事業者が破産に至るまでの長期化に及びますこと、また検証に当たっては住民の方々や職員からのヒアリング、事実内容の確認に時間をかけて実施するなど、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしました。
		これまで県の対応にかかる個別評価や、総合的な評価についてのご審議をいただき、本日は再発防止策を中心に、報告書の形で全体を通してご審議をいただくことというように伺っております。県といたしましては、まとめていただいた報告書を受けまして、再発防止策の具体化に精いっぱい取り組んでまいりたいと、このように考えております。
		これまでの皆様のご熱心な審議、ご協力に感謝を申し上げますとともに、本日の審議についてもよろしく願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうか、本日もよろしく願います。
	事務局	どうもありがとうございます。
		総務部長は、所用のため、この後退席させていただきますが、よろしく願います。
		この後は、委員長の方から進行について、よろしく願います。
	谷口部長	失礼いたします。
	池田	それでは、ただいまから第13回目のRD最終処分場問題行政対応検証委員会を開かせていただきます。
	委員長	

2 議事
(1) 県の再発防止策等について

事務局

本日は、お手元にあります資料を中心に、最終の取りまとめをしたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、資料等についてご説明いただけますか。

それでは、お手元の資料をご説明申し上げます。

まず、1つは会議次第でございます。そして、資料1といたしまして、県の対応の総合的な評価にかかる結論（素案）ということで、A4の紙を1枚用意しております。資料2といたしまして、ただいまの資料1の裏面にコピーをさせていただいておりますけれども、県の再発防止策（素案）がございます。資料3といたしまして、冊子になっております報告書（案）というものをご用意させていただいております。

また、委員の皆様のみ、第10回検証委員会の概要案および議事録案等を、ご確認いただきたいということで置かせていただいております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

皆さん、資料はおそろいですか。

それでは、前回も県の対応の総合的な評価について意見交換をしたわけですけれども、本日、それを踏まえまして、議題の(1)になっております県の再発防止策等について、この資料の中に総合的な評価の結論というのがついておりますけれども、これについて協議したいと思います。

それでは、まず、総合的な評価の結論について、事務局から説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

資料1の結論（素案）を読ませていただきます。

以上のとおり、RD最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの原因は、RD社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという地域特性の認識が十分持たれず、また、RD社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県はRD社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成9年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、RD社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、RD最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえ、RD社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、RD社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。

	<p>以上のとおり、委員の皆様のご意見も受けまして、できるだけ断定するような文章表現等をさせていただきました。また、下から3行目の「県に行政上の責任があることは否めない」といった言葉も、少し断定するような形で明記させていただいたところでございます。以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今、県の対応の総合的な評価にかかる結論という素案、それを読み上げていただきましたけども、「報告書(案)」のどこに入りますか。</p>
事務局	<p>34ページに「7 結論」ということで入っております。</p>
委員長	<p>このところに入ることになるわけですが、今、読み上げていただいたところについて、委員の皆さんから何なりとご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>今、読み上げていただいたのは、それなりにまとめていただいているように、この前の議論をしていたときに出ていたような、住民サイドの対応の問題のことが、ここに出てきていない。住民との間の信頼関係が十分に保たれなかったということも、いわゆる対応のまずさにあったと思うわけですが、そのところが出てきていないというのは、ちょっと気がかりです。</p>
事務局	<p>事務局としてまとめたとき、その点はどうですか。</p> <p>確かに出ておりません。総合的な評価すべてのまとめでないといけませんので、その点につきましては検討させていただきます。</p>
委員長	<p>ほかに、委員の皆さん、何かご指摘はございませんか。</p> <p>宮本委員、何かありませんか。</p>
宮本委員	<p>34ページは、そこまで書いてきたことのまとめですから、住民の部分が欠落しているというのは、意識せざるものとしては最悪の結論だったような気がするものですから、そこは委員長がおっしゃるとおりと思えます。あとは、さらっと書いておいてもよいのではないかと考えております。</p> <p>この次に議論になることですが、私は、むしろ再発防止策のところをもっと何とかならなかったのかとと思っているものですから、それは議論していただきたいと思えます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>渡部委員、何かご意見はありませんか。</p>
渡部委員	<p>その前の総合的な評価を受けて、この結論ということで、委員長のおっしゃる点が活かされたら、それで結構だと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>木邊委員、ご意見、いかがですか。</p>
木邊委員	<p>やっぱり皆さんと同じ意見です。県は住民ととことん関わっていただきたいと思えます。</p>
委員長	<p>それでは、この冊子としての案は、綴じてつくってありますが、これは対外用につくったわけではなく、あくまでも案だから、少し書き足すということは当然できるわけで、そのところを追加していただきたいと思えます。</p> <p>それで、委員の意見として、素案のところはまとめとしてよいわけですから、</p>

が、住民対応のことについての記述がないということが問題だということで、そこを書き足していただくことにしたいと思います。

ほかのところは、大体よくまとめてはあると思います。これとあわせて、後ろの再発防止策について、宮本委員が若干意見を述べられたわけですが、その防止策のところにはいきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、再発防止策のご説明について、よろしく願いいたします。

それでは、資料1の裏面になりますが、資料2、県の再発防止策(素案)につきましても読み上げさせていただきます。

1. 職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的に、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

2. 指導監督体制の強化

ア 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処理を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際に、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、継続的で、効果的な監視手法を検討することが必要である。

また、職員が統一的で公正な指導ができるように、明確な行政指導マニュアルを作成するとともに、行政指導に従わない事業者に対しては、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使するため、県による不作為が生じないようにするために、県としての方針や行政処分マニュアルを整備することが必要である。

イ 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行うためには、事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過と今後の対応方針を明確に記録整備し、組織として情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

ウ 執行体制の充実

組織内体制として、当時処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、でき

るだけ配慮されることが望まれる。

3. 住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

委員長

はい、ありがとうございました。

今、読み上げていただいたわけですが、先ほど宮本委員から、このところについてご意見があるようなご発言でしたので、その点について何かご指摘があれば、お願いしたいと思います。

宮本委員

行政の内部の問題であり、確かに琵琶湖環境部だけの問題でなくなるのかもしれませんが。その文書管理の話とか、意思決定、特に前回申し上げたのは、不作為に係る意思決定が行われたということ、どうやって文書化して残していくのかということです。

それが、なかなか難しいということも私は承知しております。文章として書くと、こうなるわけですという説明はわからなくもないわけですが、このところをもうちょっと、今までの議論を踏まえて、そちらの部内でどういう議論が行われたかということについてのご紹介いただいたうえで、当然、私個人の気持ちとしては、2.アのところの4行目、「継続的で、効果的な監視手法を検討」といったときに、具体的にどういうものなのか。それから、次の行の、例えば「明確な行政指導マニュアル」といった場合には、どういうものを指すのか。最後の行の「県としての方針」のための作成手続だと思いますが、「行政処分マニュアルを整備する」といっても、そこはどこまで、どういうことで整備するのか。

要するに、首長選挙のときのマニフェストみたいなもので、本当はいつまでに、どんなものを整理するという、数値目標のようなものを掲げて書くべきだというのはもちろんですが、それができないとしても、もう少し書いていただけないかというのが正直な気持ちでございます。

そこまで、時間もなく、議論が今のところ県全体として進展をしていないということであれば、この場でも、どんな議論がなされているかということをご紹介いただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。

今のご意見について、県の方としては、そういうことも多分頭にあったと思うわけですが、こういう記述にとどまっているということで、何かコメントはありますか。

上田室長

この再発防止策の中で、私どもの議論はこれからやっていくわけですが、いろいろ考えておるものはございます。その1つは、ここにも書いてありますが、事業者に対する正確な認識を持つという視点で、報告の徴収とか立入検査はあまりやっていないというより、できていないという状況でございます。そういうものをどううまく使うのかというような検討をしていかないといけないということです。

それから、行政処分の公正で厳格な行使ということが、この検証委員会でも言われているわけですが、その行政処分指針というのは、国が示しております。平成13年に行政処分指針が示されているわけですが、その行政処分指針にしっかり沿うように、県としての方針やら、マニュアルを整備すべきだという考え方でございます。

次に、行政指導的的確な運用という中では、これは宮本委員からも、イエローカードからレッドカードへどう移すのかというご指摘をいただいておりますが、その中で、行政指導から行政処分へ移行するシステムというか、決まりごとはどういう形で検討したらよいのか、そういうことが課題かということを考えております。

それと、ここに書いてあります行政指導マニュアルについては、私どもの受けとめとしては、指導の公平性の確保、画一性の確保、それから、不作為の防止、職員に対してこうなさいよということをしっかり書かないと、不作為というのは証明できません。だから、そういうことをしっかり書こうということで、職員がそのマニュアルどおりに仕事をしなければいけない。だから、やれるようにまた体制をつくりますよというようなことを考えております。

それと、監視、監督の中では、監視する回数をいかにうまく増やすか。滋賀県は、この間発表があったわけですが、この3年間で300人減らすというようなことになっておるわけです。そういう人員削減の中で、いかにその監視をうまくやっていくか、そういうことも考えないといけませんし、監視内容の充実のため、どういう監視をさせるのかというようなことのマニュアルの整備というのが必要という議論を、実はこの委員会が終わった後で行うわけですが、そういうようなことをやっております。

それと、住民対応の充実という中では、情報の公開はやはりしっかりやっていく。そして、説明責任という言葉はわかりやすいが、どうやるかということ、それから、ここに書いてありますが、苦情の把握・評価・対応、そういうことをどうするのかということをしたい。

あとは、先ほども言いましたけども、どうしても人が足りないということが出てまいります。その中で、執行体制をどう充実して強化してうまくやっていくのか。今の状況の中では、どんどん増やしてくださいという話では解決しませんので、そういう中でどううまくやっていくのか、体制を充実して、どうやっていくのかというようなところを議論していく課題かなというふうに思っています。

これは、現場の意見を入れた上でそういうものを構築しないと、机上の空論ということになるおそれがございますので、私ども各振興局との連絡

会というものを持っておりまして、その中でこの検証委員会の状況も報告しながら、きょうも実はこの後連絡会を予定しています。そしてできるだけ早い機会に、大変難しい問題ですけども、こういうマニュアル等を整備していきたいというように考えておるところでございます。

お答えになっていないかもしれませんが、まだこういうところに目をつけているということの議論でございまして、そこも具体的にどうしていくのかということについては、これからというように考えておるところです。以上です。

委員長

ありがとうございました。

先ほど指摘がありましたように、再発防止策ということになれば、いつまでに、どういうことを具体的にやるかということをお我々が確認できれば一番よいのですが、今検討の途中であるということなので、その決意のほどはお聞かせいただいたわけですけども、これは一応議事録には残ります。

それで、ここの記述は今ご説明があったわけですが、少しは手直ししたということになります。書くとなると、やっぱりちょっと難しいものがあるわけです。

宮本委員

そうですね。その意味では、議事録の中を拾って、こういうものは追加する程度の話になってしまうかもしれません。

委員長

ですから、いつまでに何という具体的な箇条書きはできないと思うわけですが、そこには継続的な監視手法というものを、例えば一つ、二つ例示みたいなものができるかとか、もう少しここのところに具体的なものを入れて、読んだ人が、なるほどこういうことがその監視手法として考えられていたとか、こういうことが県の方針として行政処分マニュアルに入るのかということがわかることも必要であり、やはりそれなりに具体化してほしいという気はします。

渡部委員、どうですか。

渡部委員

私も委員長と同意見で、書いてある文章に抜けているかと言われたら、抜けてはいないわけです。一つひとつの文言を読めば、確かにすべて書いてあるということは結論としてあるわけですので、これを議事録に残す形とするのか、あとでこういう趣旨だったとわかれば、それでよいのかもしれないです。

結局、私自身が全体を通じて感じていることですけども、今回、なぜその当時、行政処分でなくて行政指導にとどまったかということを検証しようとしても、その意思決定過程の検証が非常にしにくかったということがあるので、記録整備というのは、その意味で明確に今後そういう形でやっていただきたいとか、そういういろいろな思いがあります。

それは、今までの議論の中では尽くされていると思いますので、そういう趣旨をくみ取っていただきたいという意味で、この内容でもよいと、そういう感じです。

委員長

ありがとうございました。

木邊委員、いかがですか。今回の手直しはした方がよいか、今の説明で

は議事録に残るから、ここはこれでよしとするかという話ですけど、どうでしょうか。

もう少し肉づけするということはできますね。だから、もう少し肉づけができるところについては、それを手直しして、読んだ人がわかるように工夫するということにしましょうか。

事務局、どうですか。

事務局

今それぞれ、議事録という形もございますし、もう少しわかりやすくした方がよいというご意見もいただきました。それで、報告書といたしましては、やはり、わかりやすい形がよいと基本的に考えます。

それで、今後検討していく部分もあり、そこはどこまで記載させていただけるかということもございしますが、一定の範囲はあろうかと思いますが、できれば今事務局に上げられたような内容を、今後の表現の中に少し盛り込むことがよいというように考えていますので、それは一度私どもの方で調整をしたうえで、最終的にまた報告をするという形にさせていただくとありがたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。

予定としては、本日よりまとめをして、一応議論はこれで終了するという方向で考えておりますから、この間から議論したことも我々の討論の形で、ここに書いていただいているというようには思っていたわけですが、少しそこに齟齬がありましたもので、この検証委員会の意思を明らかにするという意味では、今言っていたような内容を少し強化していただくということをお願いしたいと思います。

事務局

ただ、若干アンバラが生じるかもわかりませんし、議論の途中のようなものが、具体的には少し入れにくいものがございます。事例としてやっている分と、一方では、ここは入ってないと言われることもございますけども、そこについてはご容赦いただいて、できればそういったことを調整させていただきたいと考えております。

委員長

はい。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員

検証委員会が求める再発防止策はこういう形だと、ちょっと我々の理解とは違うと思います。多分、4.のところで、今までの議論を踏まえて具体的な策については、県庁の方で今後こういう形でご検討いただけるというような、その部内で進められている検証委員会の報告がどこまで来ていて、そこから先、こういうことが行われるという、県庁の方で受けていただけるという一文がやっぱり必要ではないかと思います。

委員長

そうですね。検証委員会ですから、我々がどうしろ、こうしろという、そういう意見を取りまとめるというわけではないと思うので、こういうことをしているということをはっきり認識するという内容にしていますから、県庁にやはりイニシアチブがあるから、県庁がイニシアチブということ、一般の皆さんにわかるように書いておかないといけません。いわゆる意思があるとか、意欲があるとかということについて認識されないと、読む人が納得しないと思うわけです。我々は、それを確認したという

(2)
報告書
(案)に
ついて

事務局

ことになると思います。

ここの点について、ほかに何かご意見はございませんか。
よろしいですか。

そういたしましたら、そのところも手を入れていただくということで、議題の(1)県の再発防止策等については、ここの結論のところと、再発防止策について一応確認をして確定するという作業ですけど、これは今のようなことでとりまとめさせていただきまして、議事の(2)報告書の(案)に移りたいと思います。

ここで、資料3で冊子のスタイルでまとめていただいているわけです。1ページから8ページまでですか、検証の目的というようなことでまとめていただいた部分と、県の個別対応に対する評価、あるいは県の対応に対する評価についての修正箇所が少しありますので、それらの点について、事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、資料3の報告書(案) 冊子の形でとりまとめさせていただいたものについて、ご説明をさせていただきます。

今、委員長からお話がありましたとおり、まず、表紙を1枚めくっていただいて、目次がありまして、目次の5 県の個別の対応に対する評価以降の部分については、この委員会で順次ご議論いただいたところでございます。

この報告書をとりとめる過程で、1から4までということで、検証の目的、検証の方法、委員会開催の概要、最終処分場問題の経緯と概要ということで、個別評価の前につけさせていただいております。これはきょう初めてお出しするということになりますので、まずこの部分について音読させていただく形で進めさせていただきまして、その後、5・6の修正部分につきまして、また簡単にご説明させていただくという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず、1ページの検証の目的というところを読み上げさせていただきます。

検証の目的

株式会社アール・ディエンジニアリングは、栗東町小野に産業廃棄物最終処分場の設置を計画し、昭和54年に設置届出(当初はRD者の代表者であった佐野正個人としての届出)を滋賀県に提出し、産業廃棄物の埋立てを開始し、平成10年5月に埋立処分終了届出が提出されている。

この間の平成3年頃から悪臭やばい煙等の地域住民からの苦情がたびたび県に寄せられるようになるとともに、平成10年には処分場の区域および容量を超過して産業廃棄物が処分されたとして県は改善命令を発動したが、その改善工事中の平成11年10月には処分場の一角から硫化水素ガスが検出され、平成12年1月には1万5,200ppmという高濃度の硫化水素ガスが処分場内から検出された。

平成17年には、許可品目外であるドラム缶の違法埋め立てが確認され、措置命令が発動されているが、当事者であるRD社およびその代表者は、平成18年6月に自己破産した。

また、平成19年の県のボーリング調査の結果、埋め立てられた廃棄物量は、許可容量の約1.8倍の約72万立方メートルと推定され、超過埋立てや許可品目以外の埋立物の問題の他、周辺生活環境への支障のおそれが問題になっているところである。

県では、平成18年10月には「RD最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針(案)」を策定し、同方針案に基づき、同年12月に住民代表や経験者および行政関係者で構成する「RD最終処分場問題対策委員会」を設置し、地下水汚染をはじめとする環境汚染問題や違法に埋められたドラム缶問題等について科学的な調査分析のもと、効果的で合理的な対応策を検討している。

以上の経緯を踏まえ、県では、前記方針(案)に基づき、平成19年2月に学識経験者4名から構成する「RD最終処分場問題行政対応検証委員会」を設置し、RD最終処分場問題に対する県の一連の対応について検証し、県の組織上の対応の問題点と行政上の責任を明確にするとともに、今後の再発防止策について検討するものである。

引き続いて、読み上げさせていただきます。

2 検証の方法等

(1) 検証の考え方

RD最終処分場問題に関して、県が、未然防止のための対応や、問題発生後において必要な行政対応を行ってきたかについて検証し、次のような観点から県の組織上の対応を問題点とその行政上の責任を明らかにし、併せて、今後の再発防止策について検討した。本委員会は、県の行政上の対応の問題点を検証することを目的としていることから、県に対して厳しい評価になったことは否めない。

ア 廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他関係法令に基づく権限を適正に行使したか。

イ 住民および住民団体等からの苦情や要望への対応等は適切であったか。

ウ RD最終処分場問題の究明のために適切な対応を行ったか。

なお、本委員会は、RD最終処分場問題における県の行政対応を検証したが、職員個人の責任について検証を行ったものではない。

(2) 検証の対象とした関係機関

検証の対象機関は、廃棄物処理法を所管する本庁と地方機関とした。

(3) 検証の対象期間

検証の対象期間は、処分場に係る産業廃棄物処理施設設置届出がなされた昭和54年11月12日からRD社の破産手続開始の決定が公告された平成18年6月19日までとする。なお、検証期間を次のとおり3つに区分した。

ア 第1期：処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで(昭和54年11月12日～平成11年10月11日)

イ 第2期：硫化水素ガス発生から4項目の改善命令前まで(平成11年10月12日～平成13年12月25日)

ウ 第3期：4項目の改善命令からRD社の破産まで（平成13年12月26日～平成18年6月19日）

（4）検証の方法

前記の検証の対象とした関係機関その他の県の機関が保管している処分場に係る公文書および地元住民ならびに当時の関係職員からのヒアリングにより事実関係の確認を行った。

ア 地元住民からのヒアリング

論点整理の参考とするため、第3回委員会において、地元住民団体5団体の計13名から、自由にRD最終処分場問題に対する県の対応に対する意見、情報を述べてもらう形でヒアリングを行った。

イ 関係職員からのヒアリング

地元住民のヒアリングの結果を踏まえ、また、書類上からは事実関係が不明な点について、当時の関係職員9名からヒアリングを行った。

3 委員会開催の概要

（1）委員会の開催日程ということで、本日の委員会までの開催日程、その内容等を表示させていただいております。

（2）委員会の開催概要

第1回、第2回委員会においては、RD最終処分場問題の経緯の概要について、県が保管していた公文書を元に作成した資料により確認した。

第3回委員会において、地元住民からのヒアリングを実施し、第4回、第5回委員会においては、それまでのRD最終処分場問題の概要の確認と地元住民からのヒアリングの結果を踏まえ、論点の整理を行った。

第6回から第8回までの委員会においては、当時の関係職員からヒアリングを実施し事実確認を行った。

第9回、第10回委員会においては、これまでの論点の整理と事実確認を踏まえ、個別事案の県の対応に対する評価の整理を行い、第11回委員会において、個別事案の県に対する評価の検討を行った。

第12回委員会においては、個別事案の評価を踏まえ、県の対応に対する総合的な評価を行い、第13回委員会において再発防止策の検討を行うとともに、報告書（案）をとりまとめた。

本日の委員会までの内容を書いております。

4 RD最終処分場問題の経緯と概要につきましては、そこに書いてあるとおりでございますので、読み上げ等は省略をさせていただきます。

ここで、一たん切った方がよろしいですか。

委員長

そうですね。（3）もRD最終処分場問題の主な経緯ですね。これも表をつけていただいている、内容的に間違いなく書かれているということを確認したいと思います。ですから、この8ページのところまで一応ご説明いただいたことにしましょうか。

このところで、皆さん方、何かお気づきの点はありませんか。

それまでやってきたことをまとめてあるわけですがけれども、何か間違いとか、そういうようなところ、お気づきの点はありませんか。

大体、正確にそこに記入してもらっていると思うわけですがけれども、よ

るしいでしょうか。

そうしましたら、8ページのところまでは確認したということにして、5の県の個別の対応に対する評価のところ、若干修正があるということになりますから、このところを説明していただいて確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、引き続きまして、5番の県の個別の対応に対する評価等で、総合的な評価の部分で若干、委員の皆様のご意見を踏まえて修正させていただいた部分がございますので、その部分についてご説明をさせていただきます。

それ以外に、今まで委員会で出させていただいた資料を、こういった報告書の体裁にとりまとめる過程で表現の統一とか、そういったことで意味が変わらない範囲で細かい部分で修正がされているということを一言申し上げさせていただきます、ご説明に移りたいと思います。

まず、11ページのウ「同一場所での最終処分、中間処理、収集運搬の許可の保有」という項目で、アンダーラインが入っておる部分です。「同一の場所で最終処分と中間処理を行うことは、廃棄物処理法上は違法なものではなく、これらの許可をしたことは不適切とはいえないが、」という表現に改めさせていただいておるんですけども、素案の段階では、適正であったと考える、という表現になっておったのですが、過去2回にわたる委員会のご議論の中で、適切ではなかったという表現の方が、より委員の意向を反映しているような表現ではないかというご意見がありましたので、それを踏まえて修正をいたしました。

続きまして、第2期のウ「ガス化溶融炉の導入反対に対する対応」の【評価】、22ページが一番下でございますけれども、この部分は原案では、丁寧な説明に欠けていたという、それだけの部分でございました。委員会のご議論の中で、もう少し具体的に記述した方がよいのではないかというご意見を踏まえまして、その下線部分を新たにつけ加えております。素案の段階では、しかし、住民からの要望に対する回答等において、やや丁寧な説明が欠けていたと思われる点も見受けられ、その点は反省すべきであった、という表現でしたけれども、今回、その下線部分をつけ加えるという修正を行っております。

委員長

今の下線のところを読んでみてください。

事務局

はい。「しかし、使用前検査時に理解を得ることを前提とすることで、今回の住民からの要望に対する回答等において、具体的な個々の質問にすべて回答されていない場合もあり、十分な説明に欠けていたと思われる点も見受けられ、その点は反省すべきであった。」ということです。

委員長

はい、ありがとうございます。

事務局

次に行きまして、28ページ、第3期ア「4項目の改善命令」の中ですけれども、上から4行目、「県が改善命令を発したのは、不適切ではなかった。」というのがありますけれども、これも先ほどの1個目の修正と同様でございます、素案では、県が改善命令を発したのは、適正であった、という表現になっておるのを、こういう形に修正をしたということで

ございます。次に、29ページのウ「業者への措置命令」の【評価】のところ、一番下ですけれども、これも同様でございます。素案の段階では、RD社および代表者佐野正あてに出した、同法第19条の5に基づく措置命令は、適正であった、という表現になっているのを、このように修正させていただきました。

続きまして、総合的な評価の修正でございますけれども、まず30ページ(2)の事業者に対する認識の中で、下から4行目、「安定型許可品目以外の汚泥、廃油、金属くず、木くずなど多様な産業廃棄物」にアンダーラインが入っておりますが、原案では多様な産業廃棄物ということだけだったんですけれども、許可品目以外の廃棄物の例示を入れた方がいいんじゃないかというご意見がありましたので、例示として、このような文言を入れさせていただきました。

次に、(3)の指導監督権限の行使の妥当性の中で、31ページの下から7行目あたりですけれども、「これまでのRD社に対する指導記録等や対応方針が整備されて、」とアンダーラインがあります。素案では、この文言がありませんで、RD社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。もっと早期の段階で、というふうに続いておったのですが、過去の指導記録等、そういった情報の集約のお話ですとか、特命とかを受けて、次にどのような方針で対処していくのかというようなご意見もあったかと思うんですけれども、そういうご意見を踏まえて、この文言を挿入させていただいております。

次に、(4)の住民等との連携という中で、32ページの上から3行目で、「法令等の範囲内での指導監督しかできない」とありますが、素案の段階では、法の範囲内で、かつ違法性が明確にならないと指導はできない、という表現になっておりまして、そこは趣旨がはっきりしないというようなことになったのだと思うんですけれども、そういう形で修正させていただきました。その次の段落ですけれども、いろいろ線が引いてあるんですが、一番の修正の内容としましては、RD社の地元住民の皆さんに対する説明責任というものがあるんだということを入れるべきではないかというご意見がございまして、その部分を入れさせていただきました。素案の段階では、このような状況であって、少しでも問題を解消するためには、県としては、この処分場は、住民が近接して生活し、生活環境の保全上の関わりが深く、影響も受けやすいため、情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要となる。という文章でした。これを、本日出している修正案では、「このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県が、この処分場は、住民が近接して生活しているため、生活環境の保全の必要性が高く、処分場の影響を受けやすいという立地の特性を認識し、RD社に対してRD社自身の住民に対する説明責任を果たすよう指導するとともに、県としても情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要であった。」というふう

に修正をさせていただいております。その次ですけれども、(5)の県の組織体制と内部対応、33ページの

ウ「県の対応に係る基本的な考え方」の一番下の部分です。これは、原因者というのが書いてあったわけですが、その辺は委員の皆さんは議論されてきてわかるけれども、普通、読んだときに、特に問題を長期化させないという部分はわかりにくいというようなご指摘があったと思うんですけども、そういうところで修正をさせていただきました。原案では、結果として、RD社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも全容解明など、抜本的解決には至らないということを認識するとともに、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということは重要であるものの、長期化することを見極めて、対応を検討すべきであったのではなかったか。という原案でしたけれども、それを今回、「結果として、RD社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということを基本原則としつつも、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも処分場の全容解明を含めた抜本的解決には至らないことを認識した上で、問題を長期化させないというような対応を検討すべきであったのではなかったか。というふうに修正をさせていただいております。

修正部分は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

個別の対応について検討したわけですが、そのときの意見を付度して、下線のついたところを修正していただいたということで、大体、我々が議論してきたところを忠実に反映していただいていると思いますけど、この点について、委員の皆さん、何かご指摘、ご意見はありませんか。

内容的には、この原案よりもよくなっているというように思いますけれども、これでよろしいですね。かなり修正するということは控えておきたいと思います。

どうぞ、宮本委員。

宮本委員

1カ所だけ。14ページの真ん中辺の【評価】というところで、「ばい煙・ばい塵に対する苦情に対しては」の次のパラグラフの「また、ばい煙・ばい塵の事案に限らず、苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明し」は、多分「ようとする姿勢」か、何か文章が抜けているのではないかと思います。

事務局

申しわけありません。「究明しようという姿勢」です。

委員長

このところは脱字ですね。すみません。入れてください。

あとは大丈夫でしょうか。私も気がつきませんでした。

そうしたら、今、下線のところを説明していただいて、県の個別の対応に対する評価、ここの部分を委員会としても確認したということで、これを報告書の内容にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

そうしたら、これを最終の内容とするということにして、この報告書には資料というか、何かそんなものは要りませんね。

	事務局	<p>お手元の資料3の37ページ以下になるのでございますが、参考資料1といたしまして、委員会の設置要綱をつけております。それと、参考資料2といたしまして、39ページでございますが、委員の先生方の名簿をつけさせていただいております、これを別途参考資料という形にさせていただきました。</p>
	委員長 事務局	<p>それだけでほかに、我々、検討したものはつけなくてよいのですか。</p>
	事務局	<p>あと、大体の概要につきましては、例えばそういったRD処分場の位置図とかは、最初、別出ししておこうかと思ったのでございますが、もっといろんな資料をおつけするのであれば、そのあとにつけた方がよいのではないかというように思うわけですが、今回、添付資料がそれぐらいであり、本文中に入れてしまいましたので、そういった対応を今回させていただいております。</p>
	委員長	<p>特に不足するものがあれば、またご意見をいただければ、追加は可能だというように考えております。</p>
	委員長	<p>地図とかそういうものは、RD最終処分場問題の経緯と概要のところに入れていただいておりますから、本来、そういうのが資料や何かにくっつくわけですが、本文につく方が適切だと思います。経緯とかそんな資料が中に入っていますから、これでいきますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、どうもありがとうございました。</p>
		<p>このRD最終処分場問題行政対応検証委員会の報告書案になってますけれども、先ほど確認しましたので、あと、後ろの7、結論のところ、それから8の再発防止策については、先ほどご意見をいただいたので、これに手を入れていただくということが残っておりますけれども、これについては、わざわざもう1回検証委員会を開くというほどのこともありませんので、これについては持ち回りで確認していただいて、最終的にはご一任いただくということでお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>(3) その他</p>	事務局	<p>そうしましたら、2の報告書案についてという議事も終わりました、(3)その他のところについてご説明をよろしくお願いたします。</p>
	事務局	<p>その他では、今後の予定につきましてお諮りをしたいと思います。</p>
	委員長	<p>1点目は、今、委員長がおっしゃっていただきましたように、修正文案の確認方法でございますが、先生方へメールとか郵便で至急に、修正させていただいた文案につきまして、お送りさせていただいて、集約をさせていただくというような形で確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それと、もう1点、修正が終わった後の知事への報告の方法について、修正後は迅速に報告をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様の日程をお伺いしております中でも、なかなか全委員さんがそろっていただくという日はございませんので、委員長さんに委員を代表していただきまして、知事への報告をしていただくと、そういうことも考えられるのではないかと思うわけでございますが、その点についてお諮りをしたいと考えております。</p> <p>今の2つことですが、修正文の確認方法ですね。これについては持ち回</p>

りでやりましょうということで、先ほどご了解いただきましたので、改めてもう1回そのことだけのために委員会を開くということは差し控えさせていただきたいと思います。

それから、これをまとめましたので、知事さんにお渡ししなければいけないということで、これは事務局から渡していただくということもあるわけですが、我々委員のだれかが知事さんにお渡しするというので、知事さんもお忙しいから、知事さんの代理の方にお渡しすることになるかもしれません。

事務局

できましたら、その辺につきましては調整をさせていただいたうえで、知事も予定があいていれば直接受けていただけますので、少し日程調整は考えさせていただきたいと思います。

委員長

そういうことで、委員の方から直接お渡しするというセレモニーを用意しておくということで、その時間に委員がそろえばそれが一番よいわけですが、そうでない場合はご容赦いただくということにしておきたいと思います。

それで、本日で13回、当初の予定では13回も開くという予定ではなかったわけですが、やはり議論をしたりあるいはヒアリングをしたり、住民の皆さんの意見を伺ったりということで13回を重ねましたけど、本日、この検証委員会はこれで役目を終えたということにさせていただきたいと思います。

委員の皆さんから、この際、何かご発言はありませんか。大変ご苦勞をいただいて、ありがとうございました。

事務局

そうしましたら、さらに事務局の方で連絡することはございませんか。それでは、1点だけお願いをいたします。ただいまいただきましたご意見につきましては、修正をするということでございますが、また本日の議事録等、あるいはまた前回の議事録等、まだご確認をいただいてないものがございまして、至急事務局でまとめまして、委員の皆様にお送りさせていただきますので、その確認作業の方を最後になりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

議事録については、検証委員会の概要というものが、これのほかのいわゆる細かい議事録の一般公開向けのものとして、一応ホームページが何かに掲載されているわけですね。

事務局

委員会は、公開のものについては概要と議事録を、非公開のものについては概要のみホームページに掲げておりますので、そういう意味でご確認をお願いしたいと考えております。

委員長

これを全部読むのもなかなか大変ですけど、一応それなりに話し言葉を文章にするのは非常にづらいところがあるというので、そういうところが少し気に入らないというか、あるいは発言した内容と違うというところについてはご指摘いただくことにしたいと思います。それ以外は、余り細かいところは目をつぶっていただくということをお願いしておきたいと思います。

それでは、本日の予定も一応これで滞りなく終わりましたので、13回

事務局

にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

事務局の皆さんも、我々の審議の内容を忠実に議事録をとっていただき、あるいは報告書にまとめていただいて、本当にありがとうございました。

最後になりますけれども、皆さんには感謝の意を表しまして、終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

昨年2月から委員の皆様には、1年間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。まだ知事への答申という手続き等が残っておりますので、それまではまだいろいろお世話になりますけれども、本日、審議を終了したということでございますので、重ねてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上